

特別支援学校の現状と課題



東京都立光明学園

統括校長 島添 聡



校訓「学びの光、前途を照らす」

プロフィール

東京都立光明学園 統括校長 島添 聡

- 平成元年 4 月 都立養護学校採用
- ◆ 平成18年 4 月 東京都教育相談センター 指導主事
- ◆ 平成21年 4 月 東京都教育庁指導部義務教育特別支援教育指導課 指導主事
- 平成23年 4 月 都立多摩桜の丘学園 副校長
- ◆ 平成25年 4 月 教育庁指導部義務教育特別支援教育指導課 統括指導主事
- ◆ 平成28年 4 月 教育庁指導部主任指導主事（就学相談担当）兼
都立学校教育部主任指導主事（特別支援教育推進担当）
- ◆ 平成30年 4 月 東部学校経営支援センター 学校経営支援担当課長
- ◆ 令和3年 4 月 教育庁指導部 特別支援教育指導課長
- 令和5年 4 月 現職

○ 学校 ◆ 行政（教育委員会）



特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H17 →R7)



義務教育段階の全児童生徒数

(平成17年度) (平成27年度) (令和7年度)
1,088万人 ⇨ 1,009万人 ⇨ 911万人

特別支援教育を受ける児童生徒数

19.0万人 ⇨ 36.2万人 ⇨ 71.1万人
1.7% ⇨ 3.6% ⇨ 7.8%

20年間で
約3.7倍

特別支援学校

視覚障害 聴覚障害 知的障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱

5.4万人 ⇨ 7.0万人 ⇨ 9.0万人
0.5% ⇨ 0.7% ⇨ 1.0%

20年間で
約1.7倍

小学校・中学校

特別支援学級

知的障害 肢体不自由
身体虚弱 弱視 難聴
言語障害 自閉症・情緒障害

9.7万人 ⇨ 20.1万人 ⇨ 42.0万人
0.9% ⇨ 2.0% ⇨ 4.6%

20年間で
約4.3倍

通常の学級（通級による指導）

言語障害 自閉症 情緒障害
弱視 難聴 学習障害
注意欠陥多動性障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱

3.9万人 ⇨ 9.0万人 ⇨ 20.1万人
0.4% ⇨ 0.9% ⇨ 2.1%
(注)

20年間で
約5.2倍

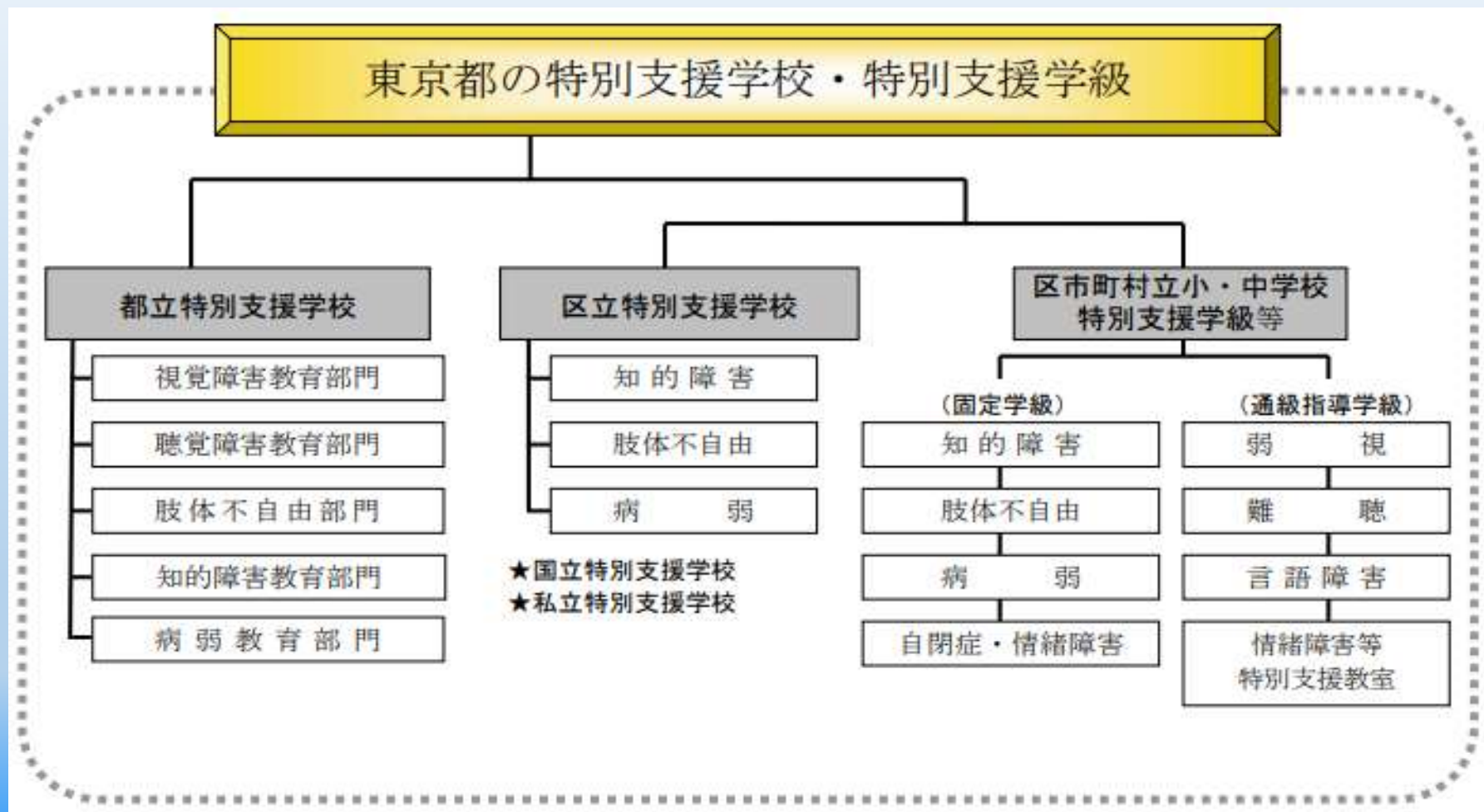
(注) 令和7年度における通級による指導を受ける児童生徒数(20.1万人)は、最新の調査結果である令和5年度通年(国公私立)の値を用いている。
なお、平成17年度及び27年度の通級による指導を受けている児童生徒数は、5月1日時点(公立のみ)の値。

東京都の公立学校の概要

<令和7年度公立学校統計調査より>

	学 校 数		児童・生徒数			教 員 数
	本 校	分校	総 数	男	女	
総 数	2 271	1	978 416	504 755	473 661	70 263
小 学 校	1 254	-	587 075	301 525	285 550	35 723
中 学 校	602	1	227 796	119 037	108 759	16 072
義務教育学校	11	-	9 674	5 095	4 579	660
高 等 学 校	187	-	125 354	62 651	62 793	9 630
中等教育学校	6	-	5 572	2 583	2 989	453
特別支援学校	63	-	15 258	10 182	5 076	6 848

東京都の特別支援学校・特別支援学級



都立特別支援学校（58校）

都立特別支援学校
Metropolitan Special Needs Schools

障害種別／Disability classification

校数

視覚障害／The visually impaired

3校

聴覚障害／The hearing impaired

3校

肢体不自由／The physically disabled

4校

知的障害／Mental disabilities

31校

視覚障害・知的障害 併置校／Students with visual impairments and mental disabilities

1校

聴覚障害・知的障害 併置校／Students with hearing impairments and mental disabilities

1校

肢体不自由・知的障害 併置校／Students with physical and mental disabilities

10校

肢体不自由・病弱 併置校／Students with physical disabilities and poor health

4校

知的障害・病弱 併置校／Students with mental disabilities and poor health

1校

学校教育法施行令第22条の3の障害の程度に該当する児童生徒について



文部科学省

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第七十二条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

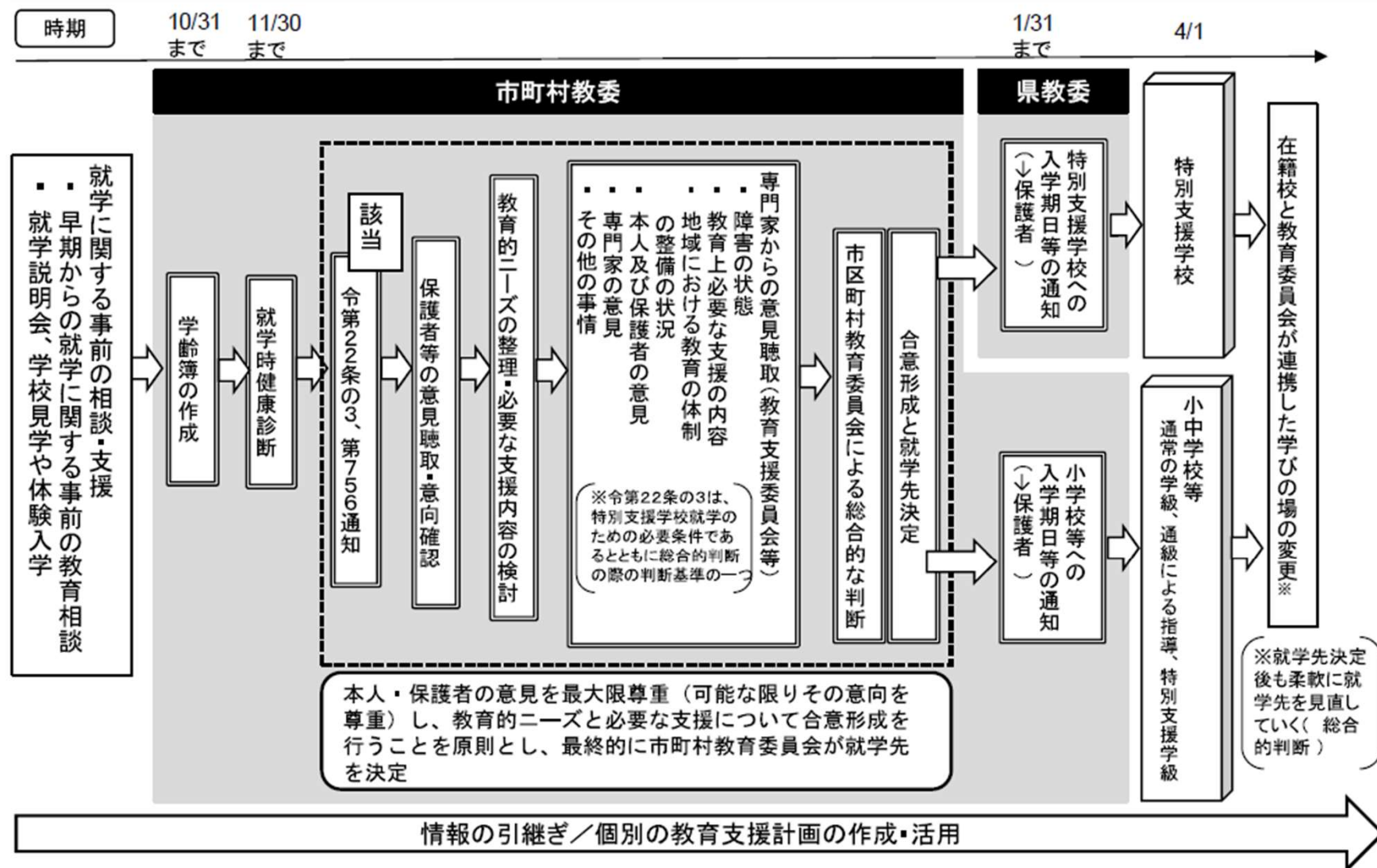
第七十五条 第七十二条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、政令で定める。

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）（抄）

第二十二條の三 法第七十五条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のも
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のも
知的障害者	一 知的発達が遅延があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のも 二 知的発達遅延の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なも
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のも 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のも
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のも 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のも

障害のある児童生徒の就学先決定について（手続の流れ）



公立小・中学校において学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の数等に関する調査結果



(1)調査対象：都道府県・市区町村教育委員会

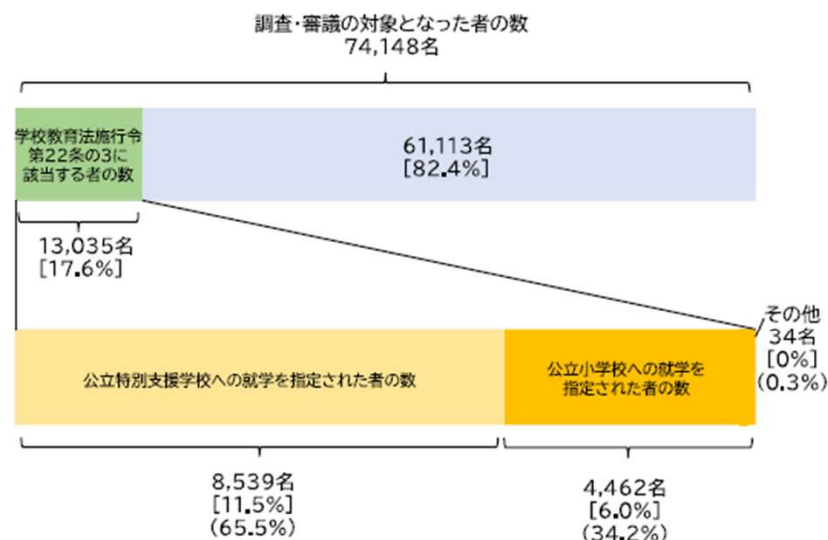
(2)調査時点：令和4年5月1日時点

(3)主な調査事項

- ① 令和4年度の就学予定者(新第1学年)として、令和3年度に、市区町村教育支援委員会等において、特別支援学校に入学可能な障害の程度を示す「学校教育法施行令第22条の3」(以下、「22条の3」という。)に該当すると判断された者の就学指定先等
- ② 22条の3に該当する在籍者数(小学校第1学年・中学校第1学年)

(4)主な結果概要

- ① 22条の3に該当する者のうち、公立小学校への就学を指定された者の割合は約34%であり、前回調査(約26%)より増加。



- ※ []内は調査・審議の対象となった者に対する割合。()内は学校教育法施行令第22条の3の規定に該当する障害の程度に対する割合。
- ※ 「市区町村教育支援委員会等」には、名称が「教育支援委員会」や「就学指導委員会」以外であっても、児童生徒の教育的ニーズをきめ細かく把握し、これを就学先の決定に反映するため、また、その後の一貫した支援を行うための調査・審議機関を含む。
- ※ 「その他」の34名には、病弱・発達不完全により就学猶予・免除を受けている児童生徒等が含まれる。

②公立小・中学校における22条の3に該当する児童生徒について

➤ 学級種別に見ると、9割程度が特別支援学級に在籍。

		特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を受けている児童生徒	合計
R4	小学校第1学年	3,729 (91.2%)	360 (8.8%)	53 (1.3%)	4,089
	中学校第1学年	2,977 (91.7%)	268 (8.3%)	24 (0.7%)	3,245
(参考) H30	小学校第1学年	2,773 (90.5%)	291 (9.5%)	42 (1.4%)	3,064
	中学校第1学年	1,797 (88.0%)	245 (12.0%)	30 (1.5%)	2,042

➤ 特別支援学級に在籍する児童生徒を障害種別に見ると、以下のとおり。



通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告(概要)

(令和5年3月13日)



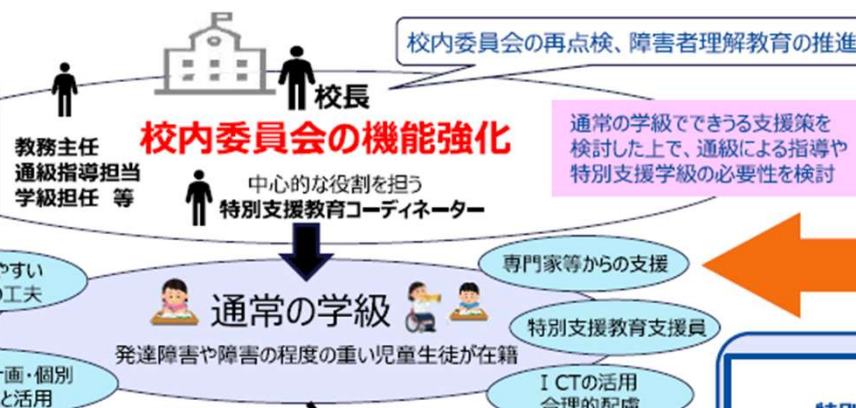
現状・課題

- ① 学習面又は行動面で著しい困難を示すとした児童生徒：小中学校8.8% 高等学校2.2% → 全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している可能性
うち、校内委員会で支援が必要と判断：小中学校28.7% 高等学校20.3% → 校内委員会の機能が十分に発揮されていない
- ② 他校通級は、小学校では約3割、中学校では約2割 → 児童生徒や保護者の送迎等の負担
高等学校において、通級による指導が必要と判断された生徒が受けられていない実態がある → 実施体制が不十分
- ③ 障害の程度の重い児童生徒が通常の学級に在籍（就学先決定にあたり本人・保護者の意見を最大限尊重） → より専門的な支援が必要
- ④ 令和4年9月9日障害者権利委員会の勧告 → 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境整備の推進が必要

小中高等学校等

①校内支援体制の充実

- ☞ 支援の対象とすべき児童生徒について幅広く把握し、必要な支援を組織的に対応



②通級による指導の充実

- ☞ 本人や保護者が仕組みや意義等を理解した上で、指導を受けることが重要
- ☞ 児童生徒が慣れた環境で安心して受けられるよう、**自校通級**や**巡回指導**を促進
- ☞ 自立活動の意義と指導の基本を改めて周知、研修会等の実施
- ☞ 高等学校については、潜在的な対象者数も踏まえた教員定数措置を含めた指導体制等の在り方を検討

通級による指導



※ 弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱など在校者の少ない障害種への対応に差異が生じることのないよう留意

特別支援学校

③特別支援学校のセンター的機能の充実

- ☞ 特別支援教育に関する専門的な知見や経験等を有する特別支援学校からの小中高等学校への支援を充実

特別支援学校のセンター的機能の発揮

④インクルーシブな学校運営モデルの創設

～特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営～

- ☞ 特別支援学校を含めた2校以上で連携し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進める学校をモデル事業として支援
- ☞ 知的障害を対象とした通級による指導も同モデルにおいて実現



- ◆ 上記取組とあわせて、令和4年3月の検討会議報告を踏まえた特別支援教育を担当する教師等の専門性の向上を図るため、各自治体における令和6年度からの実現に向けた取組を促進させる。
- ◆ 障害のある児童生徒が自己理解を通じ自己肯定感を高め、自立し、社会の一員として活躍するために必要な基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育の推進。
- ◆ 国においては、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を進め、本報告に示した具体的な方向性を踏まえた関連施策等の充実に努め、各自治体や学校における取組について、必要な助言等を行うつつ、教師の働き方改革にも留意しながらその進捗状況等についてフォローアップを実施。

高等学校における「通級による指導」の実施状況（令和4年度実績）

1 高等学校における「通級による指導」の制度化

高等学校段階においても、小・中学校等同様に、通常の学級に在籍し大半の授業を通常の学級で受けつつ、障害による学習上・生活上の困難を主体的に改善・克服するために受ける「通級による指導」のニーズが高まっていることを踏まえ、平成30年度から制度化。

2 実施状況と課題

全国の高等学校等において、「通級による指導」が必要と判断した2,915人中、実際に「通級による指導」が行われたのは2,055人（R3年度：1,671人）であり、実際に「通級による指導」を行わなかった生徒は860人であった。

「通級による指導」を行わなかった理由については、「本人や保護者が希望しなかったため」との回答が最も多かった。

	(1)「通級による指導」の利用を検討した生徒の数	(2) (1)のうち、中学校からの情報提供や引継ぎを受けたり、高等学校等から中学校への情報聴取を行った生徒の数	(3)「通級による指導」が必要と判断した生徒の数	(4)「通級による指導」を行った生徒の数	(5) (3)のうち、実際に「通級による指導」を行わなかった生徒の数【理由別】							
					計	ア、本人や保護者が希望しなかったため	イ、通級による指導の担当教員の加配がつかず、巡回通級や他校通級の調整もできなかったため	ウ、生徒の障害に対応した専門性のある担当教員がみつからなかったため	エ、通級による指導を実施するための教室等の施設設備を整備できなかったため	オ、校内教員等の関係者の理解が得られなかったため	カ、特別の教育課程の編成や時間割の調整が出来なかったため	キ、その他
国公私計	3,581	2,366	2,915	2,055	860	650	24	0	2	4	26	154

3 文部科学省における支援等

(1) 高等学校における通級による指導担当教員充実のための定数措置

公立の高等学校及び中等教育学校後期課程において通級による指導のために必要な加配教員348人を措置。

(2) 特別支援教育支援員の配置の充実のための財政措置

学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の配置に必要な経費を地方財政措置。

(3) 本人や保護者が通級による指導の仕組みや意義等を理解できるようにするための取組

「発達障害のある児童生徒等に対する支援事業」において、学級担任等の通級による指導をはじめとする特別支援教育に関する理解を高められるよう、教員等の理解啓発を実施。

(4) 「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」の作成・配布

初めて担当する教師にとって分かりやすく、手に取りたいと思うガイドを作成し文部科学省のHPで公開。

これまで設置してきた多様なタイプの都立高等学校

校種	校数	特色
総合学科高校	10校	多様な科目を開設して、普通教育と専門教育を総合的に行う学校で、多様な能力・適性等に対応した柔軟な教育を行う。
単位制高校	12校	[1] 個性や特性、進路希望に対応した特色型 [2] 進学重視型 [3] 専門高校型
科学技術高校	2校	先端的な科学技術を学び、理工系や薬学系の大学への進学を目指す専門高校
産業高校	2校	地域の産業界と連携し、生産（ものづくりの基礎）から流通（ビジネスに関わる企業活動の動き）・消費までの過程における関連性などを総合的に学習する専門高校
進学型商業高校 （ビジネスコミュニケーション科）	2校	ビジネスに関して基礎的・基本的な知識・技能を修得し、将来国際社会で活躍できるスペシャリストを育成するために、大学等に進学し、継続して学習することを前提とした専門高校
総合芸術高校	1校	我が国の芸術文化を支えていく、高度な専門性と幅広い教養、豊かな感性を備えた人材を育成するために設置された、都立高校唯一の芸術学科単独の専門高校
昼夜間定時制高校 （単位制）	6校	単位制で昼夜開講多部制の高校である。様々な進路希望に対応した多様で弾力的な教育を行っており、3年での卒業も可能である。
チャレンジスクール （定時制・総合学科）	7校	小・中学校時代に不登校経験を持つ生徒や長期欠席等が原因で高校を中途退学した者等を主に受け入れる総合学科・三部制(午前部・午後部・夜間部)の高校で、他部履修により3年での卒業も可能とする。
エンカレッジスクール	6校	小・中学校で十分能力を発揮できなかった生徒のやる気を育て、頑張りを励まし、応援する学校として、社会生活を送る上で必要な基礎的・基本的学力を身に付けることを目的として、既設校の中から指定。基礎・基本を徹底するとともに体験学習を重視

※ 校数は令和7年4月1日時点

光明学園の歴史と特徴

○ 肢体不自由教育部門

- **東京市立光明学校は昭和7年麻布で開校**、昭和14年に世田谷へ。日本初の公立肢体不自由教育校としての基盤を築く。

○ 病弱教育部門

- 東京府立久留米学園は昭和11年東久留米市で開園。平成28年度に閉校し、当地へ機能移転して再編。

○ 開校と再出発

- 平成29年開校、10年目。
- 東京都立光明学園は肢病併置校として再出発し、母体2校の計165年の歴史を継承。



学校の成り立ち

東京都立光明学園

平成29年4月 2つの教育部門を併置



東京都立光明特別支援学校

肢体不自由

東京都立久留米特別支援学校

病弱

東京市立光明学校

昭和7年開校

東京府立久留米学園

昭和11年開校

学校概要

- **2つの教育部門と3つの学部**

肢体不自由教育部門（小学部、中学部、高等部）

病弱教育部門（小学部、中学部、高等部）

- **2つの拠点**

本校（世田谷区松原）

分教室（世田谷区大蔵（国立成育医療研究センター病院内））

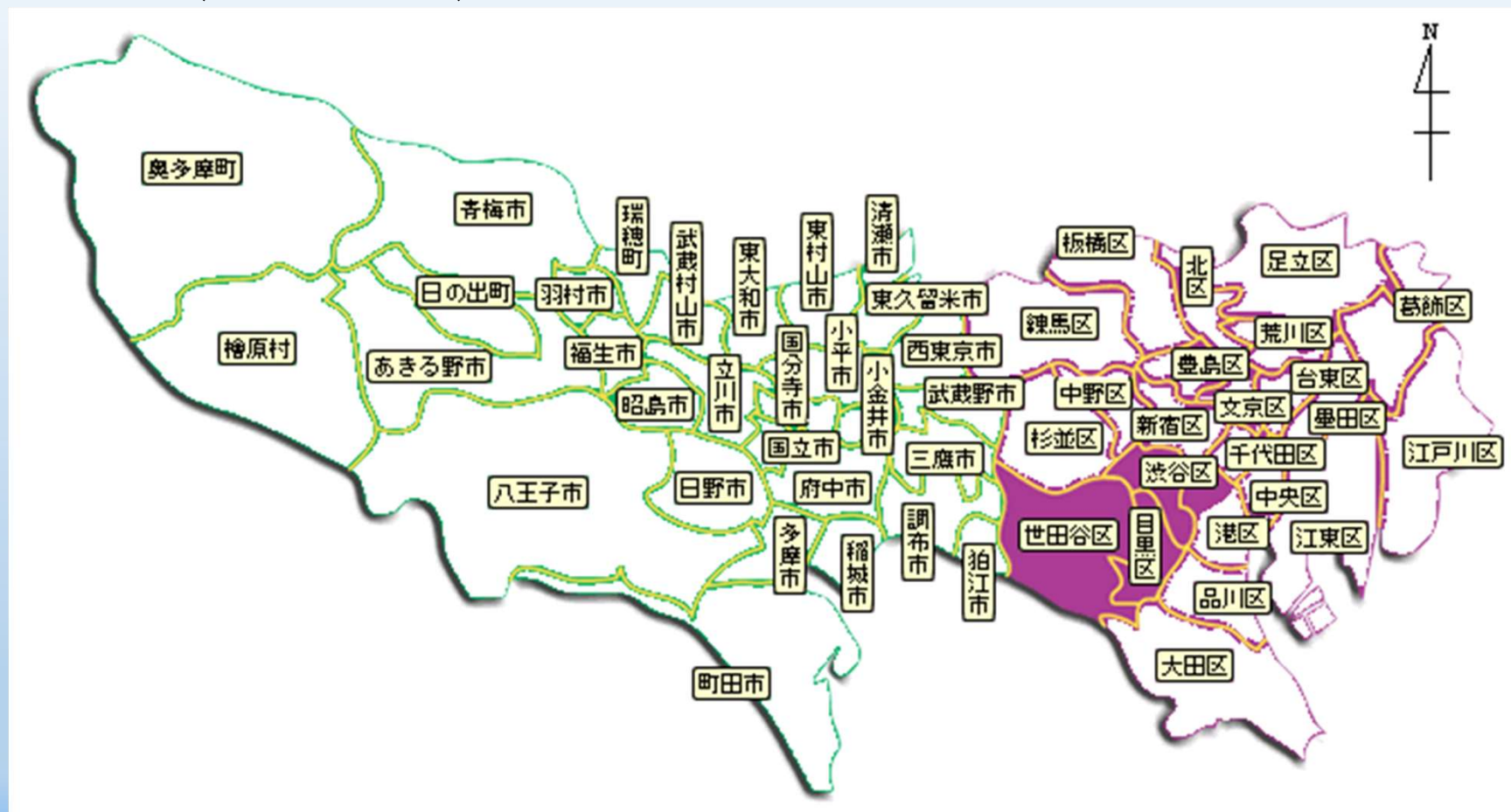
- **5つの指導形態**

肢体不自由教育部門（通学、在宅訪問）

病弱教育部門（寄宿舍、分教室、病院内訪問）

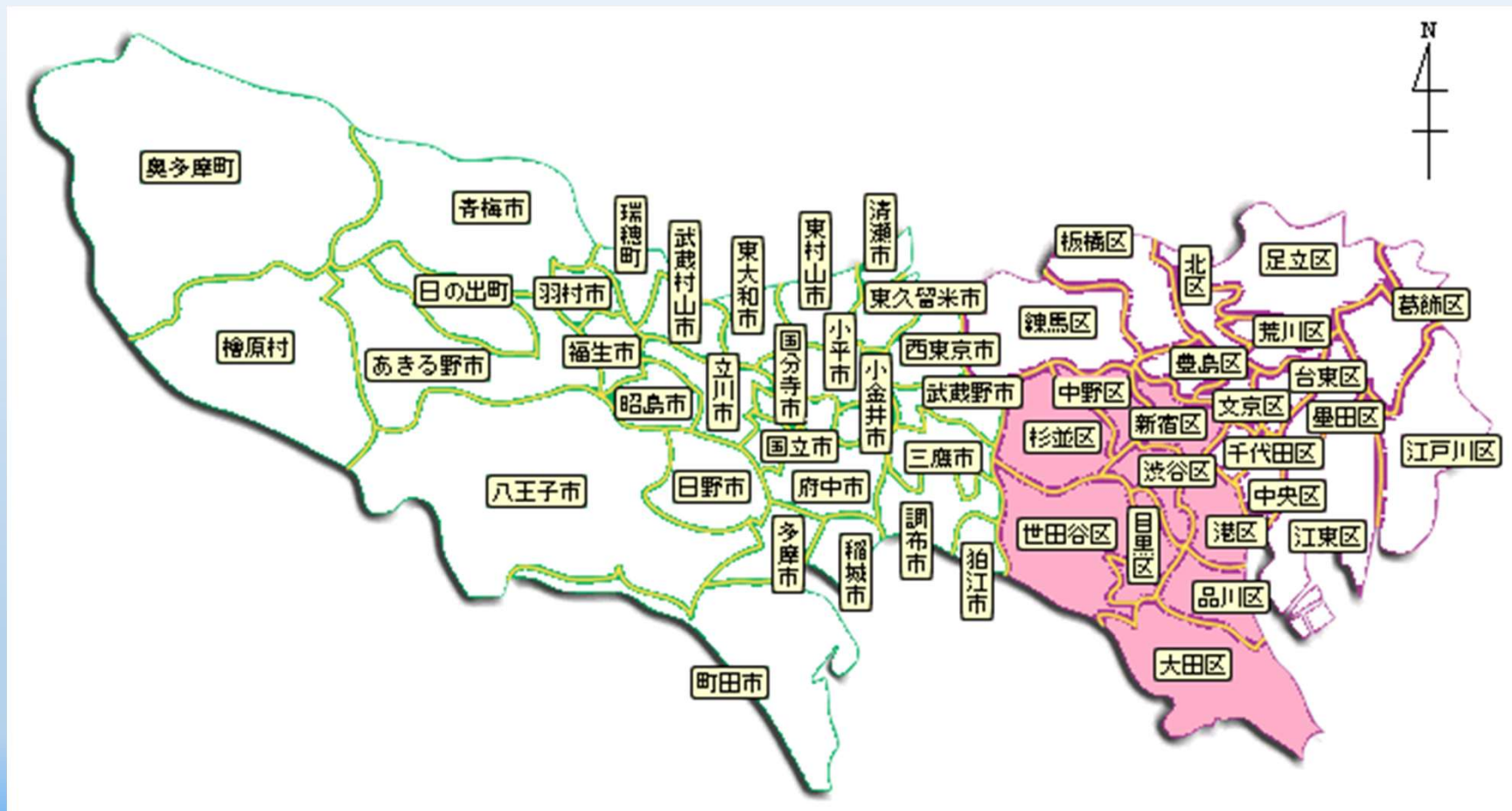


学校概要（学区域）



肢体不自由教育部門：世田谷区、目黒区、渋谷区、港区の北西部、島しょ地区
病弱教育部門：都内全域（寄宿舍利用）

学校概要（病院内訪問区域）



肢体不自由教育部門			病弱教育部門	
本校拠点 世田谷区松原			分教室拠点 世田谷区大蔵 	
在宅訪問 20名 (内：医ケア18名)	通学 185名 (内：医ケア80名)	寄宿舍からの通学 7名	そよ風分教室 25名	病院訪問 18名
世田谷区 目黒区 渋谷区 港区北西部の方	世田谷区 目黒区 渋谷区 港区北西部の方 島嶼の方 (寄宿舍利用)	都内全域の方 (寄宿舍利用)	成育医療研究センター に入院中の方	都内9区の 8病院等に 入院中の方

光明学園の教育課程

肢体不自由教育部門

(卒業後の自立と社会参加を目指します)

小学部

中学部

高等部

「自立活動を主とする教育課程」

○障害が重度・重複の児童・生徒の教育的ニーズに対応するため、自立活動の指導を主とする教育課程を編成・実施します。

「知的障害を併せ有する児童・生徒の教育課程」

○知的障害を併せ有する児童・生徒の教育的ニーズに対応するため、知的障害特別支援学校の各教科及び各教科等を合わせた指導を主とした教育課程を編成・実施します。

「準ずる教育課程」

○教科指導が必要な児童・生徒の教育的ニーズに対応するため、小学校、中学校及び高等学校の教育内容に準ずる教育課程を編成・実施します。

在宅訪問教育

通学が難しい児童・生徒の自宅に教員が訪問して指導を行います。
児童・生徒の実態に合わせた教育課程を実施します。

社会参加・企業就労・大学進学等

151
人 74
%

51
人 25
%

3
人 1
%

肢部門全205名
の内訳(含訪問)

スクールバス（通常型）

- 令和8年度は、23コース運行している。
- 大型と中型の2車種



医ケア児専用通学車両の運行

- 令和8年度は、17コース運行している。



登校時健康観察（保健室内）

- 担任、学校看護師が保護者や訪問看護師から健康状態の引継ぎ
- 人工呼吸器等の動作状況の確認

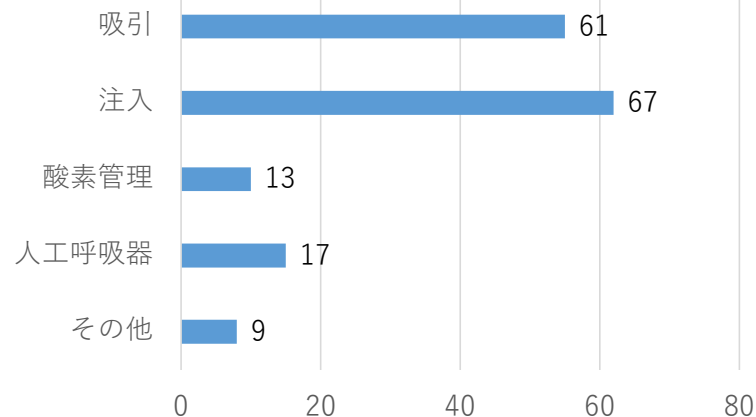
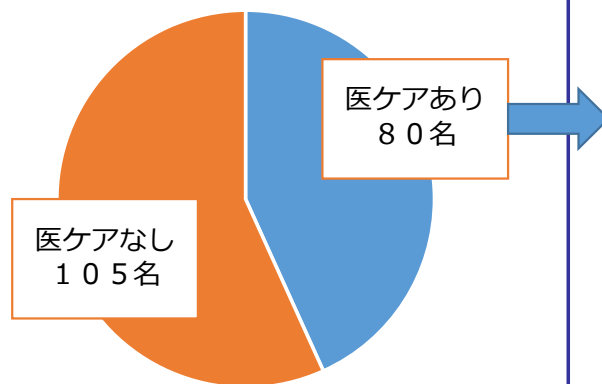


令和 8 年度 光明学園 医療的ケアの対象・内容・実施体制

本校
肢体不自由教育部門
通学籍の在籍者
全 1 8 5 名
8 0 名 (4 3 %)
が医ケアを要する学園生

本校肢体部門の保健スタッフ体制

養護教諭	2 名
常勤看護師	3 名
主任非常勤看護師	2 名
総合非常勤看護師	7 名
非常勤看護師	2 1 名
(一日平均：1 8 名)	



令和 8 年 5 月 1 日現在

給食（初期食）のシリンジでの注入



普通食



初期食



胃ろう部からの注入



保護者付添い短縮化の取組

○ 本校独自の取組「ステッププログラム」とは

- ・ 肢体不自由部門小学部入学が決まったあと、保護者とお子さんが入学前に2回来校し、**授業の時間割と医療的ケアの実施時間**について知っていただく機会
- ・ 学校看護師が**学校で使用する実施マニュアルを作成**するにあたっての情報収集、調整や相談の機会

○ ステッププログラムのメリット

- ・ 保護者が学校の授業や医療的ケアを実施している様子を実際に見ることができる。
- ・ 学校の規模や雰囲気になれることができる。
- ・ 早い段階から、学校での実施を見据えた医療的ケアの実施時間や内容の調整ができる。
- ・ 1回に1組ずつ来校するため、個別に丁寧に対応できる。



主な施設の紹介

- 普通教室



自立活動を主とする教育課程



知的障害を併せ有する生徒の
教育課程



準ずる教育課程



主な施設の紹介

- 廊下



主な施設の紹介

- 自立活動室



光明ライブラリー

- ドアのないオープンスペース
- 車いすを利用している児童・生徒に配慮した設計



新たな形の職員室

- 大型モニター
- 教員専用デスク
- ミーティングテーブル
- 面談コーナー
- 児童・生徒出欠席等連絡ツール（SBとの連携）
- 職員室内の個人情報保管庫
- オフィスグリコ
- 分教室とのオンラインによる会議
- TAIMS Wi-Fiの整備（ペーパーレスの取組）

